

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者等表彰

候補者推薦にあたっての留意事項

1. 表彰の対象となる公認スポーツ指導者

- ・表彰の対象となる公認スポーツ指導者は、スポーツリーダーを除くすべての公認スポーツ指導者資格保有者となります。
- ・「表彰候補者経歴書」に記入いただく資格名は、旧制度の名称のままでも構いません。
- ・活動年数の起算日は初期登録日とし、手続き忘れや研修未受講による保留期間も活動年数へ繰り入れ可能とします。（再登録者については失効期間の繰り入れを認めない。）

2. 表彰の基準（1）永年表彰について

（1）推薦団体：中央競技団体・都道府県体育（スポーツ）協会

（2）活動年数について

初期登録日から表彰年度の4月1日まで通算して、15年以上の活動年数が必要となります。（登録保留期間も繰り入れ可能）。

（3）功績について

スポーツの指導育成における功績とは、永年にわたるスポーツ指導やスポーツ行事の企画運営にあたって当該市町村、都道府県又は中央競技団体において中核的な役割を担ったとして評価されたものとします。

また、スポーツの組織化における功績とは、中央競技団体又は都道府県等において、スポーツ指導者協議会あるいはスポーツクラブ、スポーツ団体の結成や組織の充実、発展に著しく貢献したことを指します。

（4）表彰歴について

・過去において競技団体（中央・都道府県・市区町村）や体育協会（都道府県・市区町村）国および地方公共団体（都道府県・市区町村）から「スポーツの指導育成における功績」により、表彰を受けている必要があります。

・上記記載の団体以外からの表彰（日本体育協会からの表彰を含む）は対象となりませんのでご注意ください。

・表彰歴があることが表彰要件となりますので、各団体においては、表彰制度の整備、充実にご尽力いただくようお願いいたします。

・スポーツドクターについては、スポーツドクターを対象とした表彰の整備状況を踏まえ、表彰歴がない場合でも例外として表彰の基準を満たすものとします。

3. 表彰の基準（2）優秀選手育成賞について

（1）推薦団体：中央競技団体

(2) 対象者について

・当該選手が表彰対象となる成績を収めるに至った、過去から現在に至るすべての指導者（監督、コーチ、コンディショニング、メディカルスタッフ等）をグループとして表彰します。

■ある選手が成績を収めた際のグループの例（以下、全員を一括表彰）

- ・小学生の時に所属していたスポーツ少年団の指導者
 - ・中学校の部活動の指導者
 - ・高校の部活動の顧問・外部コーチ
 - ・実業団の監督・コーチ・アスレティックトレーナー
 - ・日本代表チームの監督・コーチ・アスレティックトレーナー・スポーツドクター
スポーツ栄養士
- ・当該選手を指導していた際に資格を未取得であっても、推薦年度の4月1日以前に資格の認定を受けている場合は、表彰の対象となります。なお、表彰日時点で資格を失効している場合は表彰対象となりません。

(3) 成績について

「前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において…」とある、これに準じる国際大会および優秀な成績とは下記のとおりとなります。

大会名	成績
オリンピック競技大会	8位入賞
世界選手権	8位入賞
大陸別大会（アジア競技大会等）	3位入賞
ユースオリンピック	3位入賞
世代別世界選手権	3位入賞
世代別・大陸別選手権	3位入賞

(4) 同一人物の成績による繰り返しの表彰について

本基準の趣旨を鑑み、同一選手の成績による繰り返しの表彰は行いません。

ただし、監督・コーチの変更等により、表彰対象となる指導者が、過去に当該選手の成績に基づき本基準による表彰を受けていない場合は表彰対象となります。

■例1：アジア競技大会での金メダル獲得で、競技会市からメダル獲得時点までに関わった全ての指導者が表彰を受けた後、2年後のオリンピック競技大会で金メダルを獲得した。

対応→アジア競技大会以降に変更があり、表彰を受けていないコーチやコンディショニング、メディカルスタッフ等のみ表彰の対象となります。

■例2：選手Aのコーチとしてオリンピック競技大会で8位入賞し表彰を受けた。4年後のオリンピック競技大会では別の選手のコーチとして金メダルを獲得した。

対応→別の選手の成績となるため、表彰の対象となります。

4. 表彰の基準（3）若手指導者奨励賞について

（1）推薦団体：中央競技団体

（2）対象者について

活動年数は問いませんが、推薦団体における公認スポーツ指導者としての活動実績が必要となります（推薦年度の4月1日以前に資格の認定を受けていること）。

過去に本基準による表彰を受けている場合、また、受賞日時点で資格を失効している場合は表彰対象となりません。

（3）推薦団体・表彰基準詳細について

推薦団体	表彰基準	推薦人数
中央競技団体	日本代表チームスタッフ（監督、コーチ、コンディショニング・メディカルスタッフ等）として国際大会に参加した者	上限は設けない

5. 表彰の基準（4）退任感謝状について

（1）推薦団体：中央競技団体・都道府県体育（スポーツ）協会

（2）ここでいう表彰対象者は、15年以上にわたってスポーツ育成に貢献し、特に顕著な功績を残して引退される方、あるいは将来の対象となるにたる顕著な功績を残されたにもかかわらず逝去された方を指しており、これらの方々に感謝状を贈呈するというものです。

本件については、その審査を本会加盟団体長に委ねることとしており、必要に応じて各加盟団体に感謝状をお送りし、所定の様式による実績報告を年度末に一括して本会へ提出していただくこととなります。

（3）本要項の基準第1号、第2号、第3号の表彰を受けた指導者も、この感謝状贈呈の対象とすることが出来ます。

6. 表彰の基準（5）退任感謝状について

公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めたものとは、具体的には永年にわたって指導者の育成のためにご尽力いただき顕著な功績があると認められる講師等を指しており、本会指導者育成専門委員会で推挙することとしています。

また、公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げた者については、本会指導者育成専門委員会で推挙することとしています。

いずれも、各加盟団体において顕著な功績が認められる候補者がいる場合には、予め本会にご連絡いただければ、本会指導者育成専門委員会にて審議いたします。